



鳥取県公報

平成 27 年 10 月 23 日(金)
号外第 99 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (51) (経営企画課) 3
	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (52) (〃) 4
	鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (53) (青少年・家庭課) 5
◇ 教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (7) (特別支援教育課) 6
◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (20) (給与課) 7
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (21) (〃) 8
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (22) (〃) 9

====公布された規則のあらまし====

◇鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢要件が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 婦人保護施設の施設長の年齢要件を廃止する。
- (2) 施行期日は、平成28年1月1日とする。

規 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年鳥取県条例第48号）中第4条第2項の表の改正規定（天神浄化センター太陽光発電所の項を加える部分に限る。）の施行期日は、平成27年11月3日とする。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第52号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年鳥取県条例第39号）の施行期日は、平成28年2月2日とする。

鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第53号

鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 略	職員の配置	1 略
	2 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する次に掲げる要件を満たす者であること。 （1） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する <u>者</u> 又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した <u>者</u> であること。 （2）・（3） 略		2 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する次に掲げる要件を満たす者であること。 （1） <u>30歳以上の者であつて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する<u>もの</u>又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した<u>もの</u>であること。</u>
略		略	

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(船長等) 第33条 略</p> <p><u>(学校看護師長等)</u> 第33条の2 <u>特別支援学校に、学校看護師長、学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師（以下「学校看護師長等」という。）を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校看護師長等は、校長の監督を受け、児童及び生徒に対する医療的援助の業務に従事する。</u></p> <p><u>3 学校看護師長等は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p>(学校栄養主任等) 第33条の3 略</p> <p>(教育相談員) 第33条の4 略</p> <p>(実習教諭) 第33条の5 略</p>	<p>(船長等) 第33条 略</p> <p>(学校栄養主任等) 第33条の2 略</p> <p>(教育相談員) 第33条の3 略</p> <p>(実習教諭) 第33条の4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第20号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(医療職給料表) 第4条 略 2 略 3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。 (1)～(5) 略 <u>(6) 特別支援学校の学校看護師長、学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師</u>	(医療職給料表) 第4条 略 2 略 3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。 (1)～(5) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第21号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> 備考 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。 (1) 略 (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、 <u>通商物流戦略監</u> 、 <u>税務専門員</u> 、主任教授及び検査専門員 (3)～(7) 略 2 略	別表第2（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> 備考 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。 (1) 略 (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、 <u>経済産業振興監</u> 、 <u>通商物流戦略監</u> 、 <u>税務専門員</u> 、主任教授及び検査専門員 (3)～(7) 略 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成27年7月1日から適用する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第22号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後									改正前								
別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)									別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務	略								知事の事務	略							
部局	共通	准看護師	看護師	係長					部局	共通	准看護師	看護師	係長				
教育機関	特別支援学校		学校看護師	学校看護主任	学校看護主幹	学校看護師長											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。